

監 査 第 45 号

平成30年8月10日

四日市市長 森 智 広 様

四日市市監査委員 加 藤 光

同 廣 田 正 文

同 笹 岡 秀 太 郎

同 山 口 智 也

平成29年度財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、算定された平成29年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

# 平成29年度 財政健全化審査意見書

## 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

平成30年7月23日から平成30年8月10日まで

## 3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

更に、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

## 4 審査の結果

### (1) 総括

審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に基づき、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

(単位：%)

比 率	平成		早期健全化	
	28年度	29年度	基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.0
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.0
実質公債費比率	8.7	7.8	25.0	35.0
将来負担比率	36.7	34.4	350.0	—

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「—」で表示される。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、平成23年度決算からは30%となっている。

3 実質公債費比率は、18%を超えると市債発行は許可制となる。

4 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。

5 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

## (2) 各比率について

### ① 実質赤字比率について

実質赤字額は、引き続き発生していない。

### ② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は、引き続き発生していない。

### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度と比べ0.9ポイント改善され、7.8%となっており、減少傾向にある。また、法令に定められる市債発行の許可制基準である18.0%も引き続き下回っている。

### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ0.8ポイント改善され、36.7%となっており、減少傾向にあるとともに、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。

## (3) 意見

① 平成29年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており良好であると認められる。その中の指標で、実質公債費比率及び将来負担比率は、前年度を下回るとともに、本制度による審査が始まった平成19年度と比べても大幅に改善しており、評価できる。

しかしながら、起債には負担の世代間の公平性という性質もあることから、中期財政見通しの策定にあたっては、住民サービスの質を維持していくために、これらの比率がどの程度であれば最も効率的であるかについて配慮すること。

人口減少に伴い、将来、事業所税収入がなくなることを見据えた上での本市の財政の見通しについて、市民にわかりやすい説明に努めること。

② 健全化判断比率の指標は、決算の数値が基礎となるものであり、引き続き適正な決算の維持に努めること。